

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（次に掲げるものに限る。）の売買</p> <p>イ 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 特定投資家向け有価証券（イに該当するものを除く。）</p> <p>四〇十一 （略）</p>	<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券（同号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）に限る。）の売買（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>（電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの）</p>

(削る)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 (略)

3 法第四条第三項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 特定上場有価証券(法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。)であつた有価証券

二・三 (略)

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

は、特定投資家向け有価証券(法第四条第三項第四号に掲げるもの(第二条の十二の四第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。)

及び開示が行われている場合(法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。)に該当するものを除く。)の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用<sup>レ</sup>して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 (略)

3 法第四条第三項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 特定上場有価証券であつた有価証券

二・三 (略)